

第233期中（平成19年9月30日現在） 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,887	預 渡 性 預 金	1,977,900
コーロローン	20,519	譲 渡 性 預 金	69,288
買 現 先 勘 定	—	コ ー ル マ ネ ー	12,483
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 手 形	—	債券貸借取引受入担保金	1,174
買 入 金 銭 債 権	0	売 渡 手 形	—
商 品 有 価 証 券	91	コマーシャル・ペーパー	—
金 銭 の 信 託	16,178	借 用 金	7,296
有 価 証 券	792,203	外 国 為 替	38
貸 出 金	1,320,563	短 期 社 債	—
外 国 為 替	1,325	社 債	—
そ の 他 資 産	8,759	新 株 予 約 権 付 社 債	15,000
有形固定資産	44,738	そ の 他 負 債	8,271
無形固定資産	3,775	賞 与 引 当 金	—
繰延税金資産	18,760	役 員 賞 与 引 当 金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	退 職 給 付 引 当 金	10,095
支払承諾見返	11,170	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—
貸 倒 引 当 金	△ 32,570	特 別 法 上 の 引 当 金	—
投資損失引当金	△ 1	繰 延 税 金 負 債	—
		再評価に係る繰延税金負債	8,723
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	11,170
		負 債 の 部 合 計	2,122,133
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,404
		新 株 式 申 込 証 拠 金	—
		資 本 剰 余 金	20,314
		資 本 準 備 金	19,914
		そ の 他 資 本 剰 余 金	400
		利 益 剰 余 金	64,726
		利 益 準 備 金	7,531
		そ の 他 利 益 剰 余 金	57,194
		別 途 積 立 金	54,750
		役 員 退 職 慰 労 積 立 金	—
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	135
		土 地 特 別 積 立 金	158
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,150
		自 己 株 式	△ 1,368
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
		株 主 資 本 合 計	108,077
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,290
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 70
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,971
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,191
		新 株 予 約 権	—
		純 資 産 の 部 合 計	129,268
資 産 の 部 合 計	2,251,401	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,251,401

第233期中

(平成19年4月1日 から) 中間損益計算書
(平成19年9月30日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		28,978
資金運用収益	21,615	
(うち貸出金利息)	(16,130)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,351)	
役務取引等収益	3,770	
その他業務収益	247	
その他経常収益	3,345	
経 常 費 用		25,587
資金調達費用	3,254	
(うち預金利息)	(2,437)	
役務取引等費用	1,478	
その他業務費用	316	
営業経費用	14,778	
その他経常費用	5,759	
経 常 利 益		3,391
特 別 利 益		571
特 別 損 失		948
税引前中間純利益		3,013
法人税、住民税及び事業税		2,612
法人税等調整額		△ 1,196
中 間 純 利 益		1,597

第233期中 (平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本											評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産 合計			
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金			評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰余金	別途積立金	役員退職 慰労積立金									固定資産 圧縮積立金	土地特別 積立金
直前事業年度末 残高	24,404	19,914	421	20,336	7,531	49,750	250	135	158	6,356	64,182	△ 1,531	107,391	15,538	△ 147	10,984	26,375	—	133,767	
中間会計期間中 の変動額																				
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 1,067	△ 1,067	—	△ 1,067	—	—	—	—	—	—	△ 1,067
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,597	1,597	—	1,597	—	—	—	—	—	—	1,597
自己株式 の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 17	△ 17	—	—	—	—	—	—	△ 17
自己株式 の処分	—	—	△ 21	△ 21	—	—	—	—	—	—	—	179	158	—	—	—	—	—	—	158
土地再評価差 額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12	—	12	—	—	—	—	—	—	12
役員退職慰労 積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△ 250	—	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の 積立	—	—	—	—	—	5,000	—	—	—	△ 5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 5,247	76	△ 12	△ 5,183	—	△ 5,183	
中間会計期間中 の変動額合計	—	—	△ 21	△ 21	—	5,000	△ 250	—	—	△ 4,206	543	162	685	△ 5,247	76	△ 12	△ 5,183	—	△ 4,498	
中間会計期間末 残高	24,404	19,914	400	20,314	7,531	54,750	—	135	158	2,150	64,726	△ 1,368	108,077	10,290	△ 70	10,971	21,191	—	129,268	

個別注記表

中間貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	14～50年
動	産	3～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は47百万円であります。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,238百万円であります。

10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

12. 子会社支援損引当金は、子会社の経営支援に対する損失に備えるため、子会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

なお、当行は、平成19年9月26日開催の取締役会において、連結子会社である十八総合リース株式会社に対して資本増強を目的とする支援を実施することを決議しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は229百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6百万円（同前）であります。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式及び出資額総額 163百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 35,365百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,400百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,252百万円、延滞債権額は49,787百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,169百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,208百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,241百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 115,757百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,852百万円

債券貸借取引受入担保金 1,174百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,888百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は639百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,690百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ5,020百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 725円45銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	32,047	32,024	△22
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	39,915	39,548	△366
その他	—	—	—
合計	71,962	71,572	△389

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	42,828	61,047	18,219
債券	537,693	536,618	△1,075
国債	290,202	288,883	△1,318
地方債	99,976	100,300	324
短期社債	—	—	—
社債	147,514	147,434	△80
その他	115,402	115,533	131
外国債券	73,365	73,024	△340
その他	42,036	42,508	471
合計	695,924	713,199	17,275

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 6,984 百万円を差し引いた額 10,290 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

当中間期における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について 84 百万円、その他有価証券で時価のない株式について 56 百万円、合計で 140 百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

①時価のある有価証券は、中間期末日における時価が 30%以上下落している場合

②時価のない株式は、1株当たり純資産額が 50%以上下落している場合

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	5,160
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	36
出資証券	127
その他有価証券 非上場株式	1,150
出資証券	565

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	—	—	—

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、372,004 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 369,615 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	21,064 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,083 百万円
減価償却損金算入限度額超過額	809 百万円
その他	2,277 百万円
繰延税金資産小計	28,236 百万円
評価性引当額	△ 1,635 百万円
繰延税金資産合計	26,601 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 94 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 7,746 百万円
繰延税金負債合計	△ 7,840 百万円
繰延税金資産の純額	18,760 百万円

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) ストック・オプションにかかる当中間期における費用計上はありません。
- (2) 当中間期に付与したストック・オプションはありません。
- (3) 当中間期より前に付与したストック・オプションの内容は次のとおりであります。

	平成 17 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名、当行従業員 1,590 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,280,000 株
付与日	平成 17 年 11 月 18 日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	なし
権利行使期間	平成 19 年 7 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日
権利行使価格	701 円

36. 国内基準に係る単体自己資本比率 11.38 %

中間損益計算書注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 8円97銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 8円13銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,397百万円を含んでおります。

中間株主資本等変動計算書注記

当行の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	2,824	34	331	2,527	(注)
合 計	2,824	34	331	2,527	

(注) 変動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

- ・単元未満株式の買取りによる増加 34千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

- ・ストック・オプションの行使による減少 323千株
- ・単元未満株式の買増しによる減少 8千株

第233期中 (平成19年 9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	46,189	預 金	1,971,560
コールローン及び買入手形	20,519	譲 渡 性 預 金	69,288
買 現 先 勘 定	—	コールマネー及び売渡手形	12,483
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 金 銭 債 権	0	債券貸借取引受入担保金	1,174
特 定 取 引 資 産	—	コマーシャル・ペーパー	—
商 品 有 価 証 券	91	特 定 取 引 負 債	—
金 銭 の 信 託	16,178	借 用 金	17,313
有 価 証 券	792,987	外 国 為 替	38
貸 出 金	1,320,172	短 期 社 債	—
外 国 為 替	1,325	社 債	—
そ の 他 資 産	24,925	新 株 予 約 権 付 社 債	15,000
有 形 固 定 資 産	46,274	そ の 他 負 債	16,592
無 形 固 定 資 産	3,834	賞 与 引 当 金	—
繰 延 税 金 資 産	19,849	役 員 賞 与 引 当 金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	退 職 給 付 引 当 金	10,301
支 払 承 諾 見 返	11,857	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—
貸 倒 引 当 金	△ 37,727	特 別 法 上 の 引 当 金	—
投 資 損 失 引 当 金	△ 1	繰 延 税 金 負 債	56
		再評価に係る繰延税金負債	8,723
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	11,857
		負 債 の 部 合 計	2,134,391
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,404
		新 株 式 申 込 証 拠 金	—
		資 本 剰 余 金	20,308
		利 益 剰 余 金	65,726
		自 己 株 式	△ 1,368
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
		株 主 資 本 合 計	109,071
		その他有価証券評価差額金	10,290
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 70
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,950
		為 替 換 算 調 整 勘 定	—
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,171
		新 株 予 約 権	—
		少 数 株 主 持 分	1,843
		純 資 産 の 部 合 計	132,086
資 産 の 部 合 計	2,266,477	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,266,477

第233期中

(平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで)

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	34,477
資 金 運 用 収 益	21,813
(うち貸出金利息)	(16,324)
(うち有価証券利息配当金)	(5,355)
役 務 取 引 等 収 益	4,082
特 定 取 引 収 益	—
そ の 他 業 務 収 益	5,260
そ の 他 経 常 収 益	3,320
経 常 費 用	31,623
資 金 調 達 費 用	3,337
(うち預金利息)	(2,427)
役 務 取 引 等 費 用	1,287
特 定 取 引 費 用	—
そ の 他 業 務 費 用	316
営 業 経 費 用	19,585
そ の 他 経 常 費 用	7,096
経 常 利 益	2,854
特 別 利 益	572
特 別 損 失	258
税金等調整前中間純利益	3,167
法人税、住民税及び事業税	2,675
法人税等調整額	△ 1,088
少数株主損失	83
中間純利益	1,665

第233期中 (平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
直前連結会計年 度末残高	24,404	20,329	65,115	△ 1,531	108,318	15,540	△ 147	10,963	—	26,356	—	1,931	136,606
中間連結会計期 間中の変動額													
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 1,067	—	△ 1,067	—	—	—	—	—	—	—	△ 1,067
中間純利益	—	—	1,665	—	1,665	—	—	—	—	—	—	—	1,665
自己株式 の取得	—	—	—	△ 17	△ 17	—	—	—	—	—	—	—	△ 17
自己株式 の処分	—	△ 21	—	179	158	—	—	—	—	—	—	—	158
土地再評価差 額金の取崩	—	—	12	—	12	—	—	—	—	—	—	—	12
株主資本以外の 項目の中間連結 会計期間中の変 動額(純額)	—	—	—	—	—	△ 5,249	76	△ 12	—	△ 5,185	—	△ 87	△ 5,272
中間連結会計期 間中の変動額合 計	—	△ 21	611	162	752	△ 5,249	76	△ 12	—	△ 5,185	—	△ 87	△ 4,519
中間連結会計 期間末残高	24,404	20,308	65,726	△ 1,368	109,071	10,290	△ 70	10,950	—	21,171	—	1,843	132,086

連結注記表

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

- ・ 十八総合リース (株)
- ・ 十八ビジネスサービス (株)
- ・ 長崎保証サービス (株)
- ・ (株) 十八カード
- ・ 十八キャピタル (株)
- ・ 十八ソフトウェア (株)
- ・ (株) 長崎経済研究所

② 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

- ・ K T C 投資事業有限責任組合
- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎 1 号

上記 2 社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

会社名

- ・ K T C 投資事業有限責任組合
- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎 1 号

上記 2 社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて 9 月末日であります。

中間連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	14～50年
動	産	3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合と比べ15百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は48百万円であります。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,238百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。

10. 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は229百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6百万円(同前)であります。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 関係会社の出資総額(連結子会社及び連結子法人等の出資を除く) 131百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 39,891百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,400百万円

19. 貸出金及びその他資産(以下、貸出金等という。)のうち、破綻先債権額は3,788百万円、延滞債権額は51,870百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

20. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は22,169百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,827百万円あります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,241百万円あります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 115,757百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,852百万円

債券貸借取引受入担保金 1,174百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,888百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は639百万円あります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,955百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,690百万円あります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ5,020百万円減少します。

27. 1株当たりの純資産額 730円92銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	32,547	32,524	△22
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	39,915	39,548	△366
その他	—	—	—
合計	72,463	72,073	△389

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	42,829	61,052	18,222
債券	537,693	536,618	△1,075
国債	290,202	288,883	△1,318
地方債	99,976	100,300	324
短期社債	—	—	—
社債	147,514	147,434	△80
その他	115,402	115,533	131
外国債券	73,365	73,024	△340
その他	42,036	42,508	471
合計	695,925	713,204	17,278

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 6,984 百万円を差し引いた額 10,293 百万円のうち少数株主持分相当額 2 百万円を控除した額 10,290 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について 84 百万円、その他有価証券で時価のない株式について 57 百万円、合計で 141 百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

①時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が 30%以上下落している場合

②時価のない株式は、1 株当たり純資産額が 50%以上下落している場合

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	5,160
その他有価証券 非上場株式	1,446
出資証券	565

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	—	—	—

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、406,802百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが404,413百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上はありません。
- (2) 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。
- (3) 当中間連結会計期間より前に付与したストック・オプションの内容は次のとおりであります。

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名、当行従業員1,590名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式2,280,000株
付与日	平成17年11月18日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	なし
権利行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
権利行使価格	701円

34. 国内基準に係る連結自己資本比率 11.29%

中間連結損益計算書注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円35銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 8円47銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,724百万円を含んでおります。

中間連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	直前連結会計 年度末株式数	当中間連結会 計期間増加株 式数	当中間連結会 計期間減少株 式数	当中間連結会 計期間末株式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	180,717	—	—	180,717	
合 計	180,717	—	—	180,717	
自己株式					
普通株式	2,824	34	331	2,527	(注)
合 計	2,824	34	331	2,527	

(注) 変動理由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 34千株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

 ストック・オプションの行使による減少 323千株

 単元未満株式の買増しによる減少 8千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			直前連結 会計年度末	当中間 連結会計 期間増加	当中間 連結会計 期間減少	当中間連結 会計期間末		
当行	第4回乃至第9 回無担保転換社 債型新株予約権 付社債(劣後特 約付)(平成18年 5月15日発行)	普通株式	18,427,518	—	—	18,427,518	—	

(注) 連結子会社については、該当ありません。

3. 当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,067百万円	6円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月25日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額	配当の原資	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	445百万円	利益剰余金	2円50銭	平成19年9月30日	平成19年12月10日